

1. 行 政 区 画 (続)

地 域 別	地 方 事務所名	管 轄 町 村 名	役場数	町 数	村 数
可 児 郡	可 児	御嵩町、兼山町、姫治村、可児町	4	3	1
土 岐 郡	土 岐	笠原町	1	1	—
恵 那 郡	恵 那	落合村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、 福岡村、蛭川村、阿木村、岩村町、山岡町、 吉田村、明智町、串原村、下原田村、上 村、 三濃村	16	5	11
益 田 郡	益 田	萩原町、小坂町、下呂町、竹原村、上原村、 中原村、金山町、川西村、馬瀬村	9	4	5
大 野 郡	} 飛 驒	大八賀村、丹生川村、清見村、莊川村、白川村、 宮 村、久々野町、山之口村、朝日村、高根村	10	1	9
吉 城 郡		古川町、国府村、細江村、小鷹利村、河合村、 坂上村、坂下村、神岡町、上宝村	9	2	7

資 料： 県総務部統計課

2. 市町村名称変更 境界変更に関する沿革表 廃置分合

(昭和29年度末まで)
(統 計 課 調)

地 域 別	年 月 日	沿 革 事 項
岐 阜 市	明治 22. 7. 1	市 制 施 行
	昭和 6. 4. 1	稲葉郡本在村および日野村を廃し、その区域を編入
	〃 7. 7. 1	稲葉郡長良村を廃し、その区域を編入
	〃 9.12. 5	稲葉郡島村を廃し、その区域を編入
	〃 10. 6.15	稲葉郡三里村および鷺山村を廃し、その区域を編入
	〃 15. 2.11	稲葉郡加納町および則武村を廃し、その区域を編入
	〃 15. 7. 1	稲葉郡北長森村、南長森村、木田村および常磐村を廃し、その区域を編入
	〃 24. 7. 1	山県郡岩野田村を廃し、その区域を編入
	〃 25. 8.20	稲葉郡黒野村、方県村、鶉村、市橋村、茜部村、本巢郡七郷村、西郷村を廃し、その区域を編入
	〃 25.12.10	稲葉郡岩村を廃し、その区域を編入
〃 30. 2.11	稲葉郡鏡島村および厚見村を廃し、その区域全部を岐阜市の区域に編入	
大 垣 市	大正 7. 4. 1	市 制 施 行
	昭和 3. 4. 15	安八郡北杭瀬村を廃し大字木戸、南一色、笠木、笠縫および河間の区域を編入
	〃 9.12. 5	安八郡南杭瀬村を廃し、その区域を編入
	〃 10. 6. 1	安八郡多芸島村を廃し、その区域を編入
	〃 11. 6. 1	安八郡安井村を廃し、その区域を編入
	〃 15. 2.11	不破郡宇留生村および静里村を廃し、その区域を編入
	〃 22.10. 1	不破郡綾里村および安八郡洲本村を廃し、その区域を編入
	〃 23. 6. 1	安八郡浅草村を廃し、その区域を編入
	〃 23.10. 1	安八郡川並村を廃し、その区域および安八郡牧村の内大字馬瀬の区域を編入
	〃 24. 4. 1	安八郡中川村を廃し、その区域を編入
	〃 26. 4. 1	安八郡和合村を廃し、その区域を編入
〃 27. 6. 1	安八郡三城村を廃し、その区域を編入	
〃 29.10. 1	不破郡荒崎村(大字綾戸を除く)を廃し、その区域を編入	
高 山 市	昭和 11.11. 1	大野郡高山町(大正15年10月1日大野郡灘村を廃しその区域を編入)および大名田町(大正12年12月10日大名田村を大名田町とした)を廃し、その区域をもつて高山市を設置
	〃 18. 4. 1	大野郡上枝村を廃し、その区域を編入

資 料： 県総務部統計課

名称変更
2. 市町村境界変更に関する沿革表 (続)
廃置分合

地域別	年月日	沿革事項
多治見市	昭和15.8.1	土岐郡多治見町(昭和9年8月1日可児郡豊岡町を廃し、その区域および土岐郡泉町のうち大字久尻の一部を多治見町に編入)を廃し、その区域をもつて多治見市を設置
	" 19.2.11	可児郡小泉村および池田村を廃し、その区域を編入
	" 26.3.5	土岐郡市之倉村を廃し、その区域を編入
	" 26.4.1	土岐郡笠原町を廃し、その区域を編入
	" 27.4.1	笠原町を分離
関市	" 25.10.15	武儀郡関町(大正10年7月11日武儀郡関村および吉田村を廃し、関町を置く)(昭和18年10月1日武儀郡瀬尻村および倉知村を廃し、その区域を編入)(昭和23年12月10日加茂郡田原村大字稲口(小字三飛を除く)の区域を編入)(昭和24年10月1日加茂郡富岡村を廃し、その区域のうち大字市平賀、鋳物師屋、肥田瀬の区域を編入)(昭和25年8月10日山県郡千疋村を廃し、その区域を編入)(昭和25年10月15日加茂郡田原村を廃し、その区域を編入)を廃し、その区域をもつて関市を設置
	" 26.3.20	武儀郡下有知村を廃し、その区域を編入
	" 29.9.10	武儀郡富野村を廃し、その区域を編入
	" 30.1.10	武儀郡小金田村(昭和25年8月10日山県郡保戸島村を廃し、その区域全部を武儀郡小金田村に編入)を廃し、その区域を編入
中津川市	" 26.4.1	(恵那郡中津町および同郡苗木町を廃し、中津町川を設置)
	" 27.4.1	市制施行
	" 29.7.10	恵那郡坂本村を廃し、その区域を編入
美濃市	" 29.4.1	武儀郡美濃町、洲原村、下牧村、上牧村、中有知村、藍見村および大矢田村を廃し、その区域をもつて新たに美濃市を設置
瑞浪市	" 29.4.1	土岐郡瑞浪土岐町、稲津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村および恵那郡陶町を廃し、その区域のうち土岐郡瑞浪土岐町、稲津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村大字月吉、山之内、戸狩および恵那郡陶町の区域をもつて新たに瑞浪市を設置
羽島市	" 29.4.1	羽島郡竹ヶ鼻町、足近村、小熊村、正木村、福寿村、江吉良村、堀津村、上中島村、下中島村および桑原村を廃し、その区域全部をもつて新たに羽島市を設置
恵那市	" 29.4.1	恵那郡大井町、長島町、東野村、三郷村、武並村、笠置村、中野方村および飯地村を廃し、その区域全部をもつて新たに恵那市を設置
美濃加茂市	" 29.4.1	加茂郡太田町、古井町、山之上村、蜂屋村、加茂野村、伊深村、下米田村および三和村を廃し、その区域のうち加茂郡太田町、古井町、山之上村、蜂屋村、加茂野村、伊深村、下米田村および三和村大字廿屋、川浦の区域と加茂郡和知村大字牧野の区域をもつて新たに美濃加茂市を設置
土岐市	" 30.2.1	土岐郡土岐津町、妻木町、下石町、鶴里村、曾木村、駄知町、肥田村および泉町(昭和29年4月1日土岐郡明世村大字河合の区域を土岐郡泉町の区域に編入)を廃しその区域全部をもつて新たに土岐市を設置
稲葉郡 稲羽町	" 30.2.11	稲葉郡更木村、前宮村および羽島郡中屋村を廃し、その区域をもつて新たに稲羽町を設置
羽島郡 笠松町	" 25.8.1	羽島郡松枝村を廃し、その区域を編入
海津郡 海津町	" 30.1.15	海津郡高須町、吉里村、東江村、大江村および西江村を廃し、その区域をもつて新たに海津町を設置
	" 30.2.1	海津郡今尾町大字大原の区域を海津町の区域に編入
海津郡 南濃町	" 29.11.3	養老郡池辺村大字駒野新田および大字釜段字徳島の区域を海津郡城山町の区域に編入
	" 29.11.5	海津郡城山町、石津村、養老郡下多度村を廃し、その区域をもつて新たに南濃町を設置
海津郡 平田町	" 30.2.1	海津郡海西村および今尾町を廃し、その区域のうち、海西村および今尾町大字今尾、土倉、脇野、西島、高田、三郷、仏師川の区域をもつて、新たに平田町を設置

名称変更
2. 市町村境界変更に関する沿革表（続）
廃置分合

地域別	年月日	沿革事項
養老郡 養老町	昭和 29.11.9	養老郡高田町、養老村、広幡村、上多度村、池辺村、笠郷村、小畑村、多芸村および日吉村を廃し、その区域のうち高田町、養老村、広幡村、上多度村、池辺村大字大巻、根古地、瑞穂、大場、釜段のうち字徳島以外の区域、笠郷村、小畑村、多芸村および日吉村の区域と不破郡合原村大字室原の区域をもつて新たに養老町を設置
養老郡 上石津村	30. 1.15	養老郡牧田村、一之瀬村、多良村および時村を廃し、その区域をもつて新たに上石津村を設置
不破郡 赤坂町	29. 4. 1	安八郡南平野村大字草道島、四成字青木の区域を編入
	29. 9. 1	不破郡赤坂町および青墓村を廃し、その区域をもつて新たに赤坂町を設置
不破郡 関ヶ原町	29. 9. 1	不破郡関ヶ原町、今須村および玉村を廃し、その区域全部と、同郡岩手村大字伊吹字大高の区域をもつて新たに関ヶ原町を設置
不破郡 垂井町	29. 9.10	不破郡垂井町、宮代村、表佐村、府中村および岩手村を廃し、その区域全部と荒崎村大字綾戸の区域をもつて新たに垂井町を設置
	29.12. 1	不破郡合原村を廃し、その区域（大字室原を除く）を編入
安八郡 神戸町	25. 4. 1	安八郡北平野村を廃し、そのうち大字横井、田、安次、丈六道の区域を編入
	29. 4. 1	安八郡神戸町、下宮村および南平野村を廃し、その区域のうち神戸町、下宮村および南平野村大字西保、南方、中沢、加納、四成字八条、和泉の区域をもつて新たに神戸町を設置
安八郡 輪之内町	29. 4. 1	安八郡福東村、仁木村および大数町を廃し、その区域をもつて新たに輪之内町を設置
揖斐郡 池田町	25. 4. 1	安八郡北平野村を廃し、その区域のうち大字白鳥の区域を池田村に編入
	25. 8. 1	揖斐郡本郷村および池田村を廃し、その区域をもつて新たに温知村を設置
	29. 5. 1	揖斐郡温知村を廃し、その区域をもつて新たに池田村を設置し、同時に池田村を池田町とする
揖斐郡 大野町	29. 4. 1	揖斐郡大野町、豊木村、富秋村および西郡村を廃し、その区域をもつて新たに大野町を設置
本巢郡 本巢村	25. 6. 1	本巢郡文殊村および山添村を廃し、その区域をもつて新たに本巢村を設置
本巢郡 巢南村	29. 9.20	本巢郡船木村、鷺田村および川崎村を廃し、その区域をもつて新たに巢南村を設置
本巢郡 穂積町	29.11. 9	本巢郡穂積町、本田村および牛牧村を廃し、その区域全部と同郡生津村大字馬場、生津の区域をもつて新たに穂積町を設置
山県郡 北武芸村	25. 4. 1	武儀郡北武芸村を山県郡の区域に編入
山県郡 西武芸村	25. 4. 1	武儀郡西武芸村を山県郡の区域に編入
郡上郡 美並村	29.11. 1	郡上郡嵩田村および下川村を廃し、その区域全部をもつて新たに美並村を設置
郡上郡 八幡町	29.12.15	郡上郡八幡町、川合村、相生村、口明方村および西和良村を廃し、その区域をもつて新たに八幡町を設置
郡上郡 大和村	30. 3.28	郡上郡山田村、弥富村および西川村を廃し、その区域をもつて新たに大和村を設置
加茂郡 白川町	28. 4. 1	加茂郡白川村を廃し、その区域をもつて白川町を設置
	29. 4. 1	武儀郡坂ノ東村を廃し、その区域を白川町に編入
加茂郡 川辺町	29. 4. 1	加茂郡三和村大字鹿塩の区域を加茂郡川辺町の区域に編入
加茂郡 上麻生村	27. 8. 1	武儀郡上麻生村を加茂郡に編入
加茂郡 富加村	29. 7. 1	加茂郡富田村および加治田村を廃し、その区域をもつて新たに富加村を設置
加茂郡 八百津町	30. 1.31	加茂郡和知村を廃し、その区域を八百津町の区域に編入
	30. 2. 1	加茂郡八百津町および可児郡錦津村を廃し、その区域をもつて、新たに八百津町を設置、その属すべき郡は加茂郡とする
	30. 3.25	美濃加茂市大字牧野の区域のうち、字東宮前、東中間および道下の区域を加茂郡八百津町の区域に編入
加茂郡 七宗村	30. 2.11	加茂郡上麻生村および武儀郡神淵村を廃し、その区域をもつて新たに七宗村を設置、その属すべき郡は加茂郡とする

名称変更
境界変更に関する沿革表(続)
廃置分合

地域別	年月日	沿革事項
可児郡 御嵩町	昭和 30. 2. 1	可児郡上之郷村、御嵩町、中町および伏見町を廃し、その区域をもつて新たに御嵩町を設置
可児郡 可児町	" 30. 2. 1	可児郡今渡町、土田村、帷子村、春里村、久々利村、平牧村および広見町を廃し、その区域をもつて新たに可児町を設置
土岐郡 笠原町	" 27. 4. 1	多治見市の区域のうち笠原町の区域を分離し、その区域をもつて新たに笠原村を設置、その属すべき郡は土岐郡とする
	" 27. 8. 1	土岐郡笠原村を廃し、その区域をもつて新たに笠原町を設置
恵那郡 明智町	" 29. 7. 1	恵那郡明知町および静波村を廃し、その区域をもつて新たに明智町を設置
恵那郡 岩村町	" 29. 9. 10	恵那郡岩村町および本郷村を廃し、その区域をもつて新たに岩村町を設置
恵那郡 山岡町	" 30. 3. 1	恵那郡遠山村および鶴岡村を廃し、その区域をもつて山岡町を設置
益田郡 金山町	" 30. 3. 1	武儀郡金山町、菅田町、益田郡下原村および郡上郡東村を廃し、その区域をもつて新たに金山町を設置、その属すべき郡は益田郡とする
大野郡 朝日村	" 25. 4. 1	益田郡朝日村の区域を大野郡の区域に編入
大野郡 高根村	" 25. 4. 1	益田郡高根村の区域を大野郡の区域に編入
大野郡 久々野町	" 29. 4. 1	大野郡久々野村を廃し、その区域をもつて新たに久々野町を設置
吉城郡 神岡町	" 25. 6. 10	吉城郡船津町、阿曾布村、袖川村を廃し、その区域をもつて新たに神岡町を設置

資料： 県総務部統計課

3. 県 職 員 数 (定数) (昭和30年3月末)

総 数	知 事 の 事 務 部 局 の 職 員								
	計	事務吏員	技術吏員	その他の職員					
6,965	4,450	1,210	1,565	1,675					
県議会の事務部局の職員		人事委員会の事務局の職員							
計	局長	書記	その他	計	局長	吏員相当職員	その他		
25	1	13	11	13	1	9	3		
教育委員会の事務局の職員		教育委員会の所管に属する学校職員							
計	教育長	吏員相当職員	その他	計	校長	教員	その他		
215	1	158	56	1,892	37	1,547	308		
大学の事務局の職員		大学の学長および教員							
計	事務職員	その他の職員		計	学 長	教 員			
234	40	194		115	1	114			
選挙管理委員会の事務局の職員		監査委員事務局の職員		地方労働委員会事務局の職員					
計	書記	その他の職員	計	書記	その他の職員	計	事務局長	吏員	その他の職員
4	2	2	5	4	1	12	1	5	6

市 町 村 立 学 校 職 員 (定 数)

区 分	計	校 長	教 員	事 務 吏 員
小 学 校	6,438	483	5,935	20
中 学 校	3,874	283	3,561	30
定 時 制 高 等 学 校	50	2	48	0

資料： 県総務部人事課